

広 報 た な べ

田 辺 町 役 場

電話田辺271~274

発行人 京都府田辺町
役 場 公 室

印刷所 奥田印刷KK

ふるさとを行く・5



薪

薪という名は、八幡町の石清水八幡宮へむかし薪を供進したところから名づけられたといわれています。いまでもその名のように、美しい山林が薪の家々をつつんでいます。ここには南山城でも随一の名刹願恩庵があり、毎日観光客が絶えません。現在人口は1,061人(男531人、女530人)戸数は、240戸です。(写真は薪部落)

季節のはがき

町長から
残暑のお見舞い申し上げます。朝夕しのぎやすい頃になります。たが皆さんお揃いで安らかに、家業にお励みの事とお喜び申し上げます。平素はふるさと田辺の進みゆく姿を見つめてご協力願っている住民の皆さんに心からお礼を申し上げます。なお台風襲来の季節でもあります。本町では台風などの風水害にそなえて、防災の計画をたてています。
みなさんのご多幸をお祈り申し上げます、お礼かたがたご挨拶まで。
田辺町長 北尾 敬治 氏
みなさんへ

'66.9
No. 46



災害は忘れたころにやってくる……ともいわれますが、なかなかどうして、このごろでは毎年絶えまがないようです。そして災害を予測したり、未然に防ぐことも本当にむづかしいものです。町では毎年地域防災会議をひらき、町防災計画をたてています。

本紙ではその計画の内容をみなさんにお知らせするため特集しました。台風シーズンにそなえ、災害を未然にふせぐため、みなさんの協力をおねがいます。
(写真は昭和36年9月の第2室戸台風災害一健康村で—)

風水害に万全を！

人的災害も未然に

また、集中豪雨による異常な出水にそなえて、ため池や用排水ひ門などのろう水か所がないかをよく調べ改修をはかる。ご存じのように町内には多くのため池があり、その管理者と十分協議し、堤防の補強などにもつとめる。

また、集中豪雨による異常な出水にそなえて、ため池や用排水ひ門などのろう水か所がないかをよく調べ改修をはかる。ご存じのように町内には多くのため池があり、その管理者と十分協議し、堤防の補強などにもつとめる。



(田辺町の防災会議風景)

そして、みなさんの近くに

また、集中豪雨による異常な出水にそなえて、ため池や用排水ひ門などのろう水か所がないかをよく調べ改修をはかる。ご存じのように町内には多くのため池があり、その管理者と十分協議し、堤防の補強などにもつとめる。

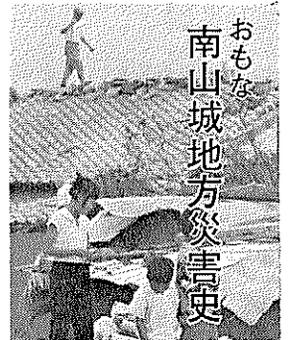
この計画は災害対策基本法にもとづいて、毎年田辺町地域防災会議(会長北尾町長)をひらき、委員会が審議し決定するものです。計画書は、総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの四章からなっています。

ある川や排水路をきれいに掃除し、よく流れるよう河川愛護にも協力を求めています。風水害——いわゆる台風の被害の予防計画としては、農薬用の施設などの管理や農作物の倒伏を防止する指導、そして防除用の農薬や器具の整備などをあげていきます。

この計画では、平素から山崩れの発生が予想される地帯を調査して、危険な所には関係者と協議し、未然にふせぐことが肝要だとしていきます。

現在、町のところで、宅地造成工事が増加して、山間の開発はいろいろしいも

昭和
26・7・18
吉野地震で竹の腸池(田辺)、三ツ池(興戸)、新池(草内)の築堤に大亀裂が生じた。
28・2・15
十四日夜半から降り出した雨は雷鳴をともなうた集中豪雨となり、翌十五日の払曉にいたつて、南山城地方未曾有の大惨害を現出した。なかでも隣接の井手町では、大正池の決壊、玉川のハンラシにより死者、行方不明百有余の命を奪った。本町においても甚大な被害を受けた。



おもな
南山城地方災害史

28・9・25
南山城水害の水渦いえぬうちに再び暴風雨(風速二十二メートル雨量百三十・七ミリ)に襲われ、このため被害は一層増大し、いわゆる「二十八年災害」と称されたこの再度にわたる災害で全町の被害総額は二億七千万円に達した。

昭和
36・9・16
第二室戸台風は、長時間にわたつて風速六十米の猛烈な強風を本町にもたらし、死傷者、住家の全壊は災害救助法の発動となつた。総被害額は約十億円を越す町史初の大災害であつた。

宅地造成は着実に

宅地造成等規制法や

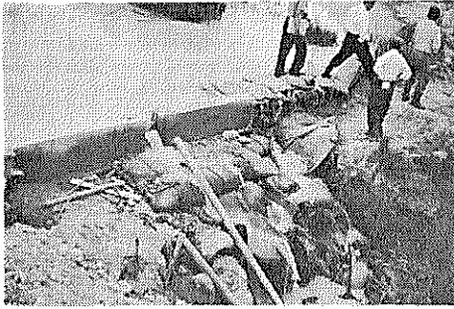
建築基準法をまもろう！

また宅地造成によつて、災害が予想されるところは、

一、宅地造成者に下流の排水などの諸問題を解決のうえ、造成に着手するよう呼びかけ指導する。

二、造成方法については、宅地造成等規制法や建築基準法をまもるよう指導する。

三、宅地造成によつて土砂の流れる排水路をよく調査し附近の土地



(山砂利採取場を防災パトロール)

や作物に被害がおよばないよう防災施設などの指導をする、などが計画としています。

家には消化器を、
そなえよう

建築物では、防災のうえから、建築基準法や都市計画法を積極的

に推進する。なかでも
学校や保育所などの公

共建物の構造や防火設備などの対策

には、とくに留意する。そのほか、

防火水槽、消火栓などの消防施設の

整備充実をはかる。いつぼう、み

なさんの家庭やアパートなどの共同

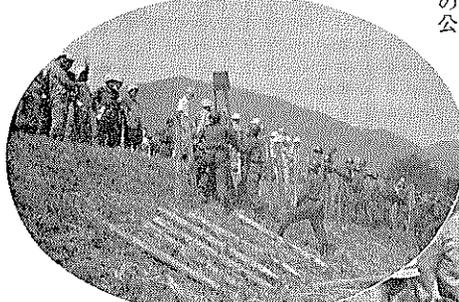
住宅については、消水器の備えつけ

を呼びかけ使用方法の指導をする、などをあげています。

また最近、発火性化学薬品などの危険物を取り扱う人たちがふえています。適当な保管場所

で適切に保管し、適切な取り扱いをするよう心がけてください。

つぎに地震の災害予防ですが、



消防訓練が行なわれ、町からも消防団員が参加し指導をうけました。(写真上、府は桂川で、下、郡は木津川で訓練)

注意

- 一、大地震のときは、まず丈夫な家具に身を寄せ
- 二、狭い道路、へいのわき、がけ、川べりに近寄らない。
- 三、手早く火の始末をす

- 四、地震災害後の措置は人命の救助と消火をまづ行なう。
- 五、余震をおそれデマに迷わない。
- 六、秩序をまもり衛生に注意する。などをあげていま

以上ごうした各種災害を未然にふせぐよう、防災関

係者の応急対策の体制を強化し実務を習得するための訓練——水防や消防訓練などを行なうことになつていま

耐火建築に改良されるよう奨励されています。みなさんの地震にたいする心がまえをおしらせし、徹底をはかる。たとえば、

一、大地震のときは、まず丈夫な家具に身を寄せ

二、狭い道路、へいのわき、がけ、川べりに近寄らない。

三、手早く火の始末をす

災害をうけたときは税金の減免手続きを

災害によつて、みなさんが財産に損害をうけられたときは、税金の面でもいろいろな救済の方法があります。わたくしたちの生活ともつとも関係の深い所得税を軽減免除する措置として、おもなもの

◆雑損控除による方法

災害などによつて、生活用資産の損害額が、その年分の所得金額の1割を超過する場合、その超過額を所得金額から控除します。

◆災害減免法による方法

災害による損害額が住宅や家財の価格の二分の一以上で、しかもその年の合計所得金額が二百万円以下の場合に、その所得金額に応じて所得税を全部免除し、または一部減額します。これらの救済措置については、翌年の三月の確定申告の時期までまつて、その適用を受けることもできますが、

- ① 予定納税をしなければならぬ人は、その予定納税の段階で、
- ② 給与や報酬として料金について所得税の源泉徴収を受けている人は、その段階で、それぞれ所得税の軽減などの手続きをとることが

くわしくは、毎月五のつく日を「税の相談日」としてありますのでご利用ください。またその日以外でも相談に応じています。

(田辺税務署から)

京都府警察官つるのる
(高校卒見込)二十六才
受け付け
十月三日まで
警察署

